



# 山陽小野田市 地域コミュニティ スペース促進 事業補助金



空き家を活用し、地域コミュニティの維持・再生を促進する施設に改修する場合の費用を補助します。

補助金  
上限額

# 100万円

※補助対象工事に要する費用の3分の2

補助  
対象  
工事

- ・屋根又は外壁等の外装の改修工事
- ・内壁、床又は天井等の内装の改修工事
- ・台所、浴室、洗面所又は便所等の給排水の改修工事
- ・電気、ガス、空調又は通信等の設備の改修工事 等

補助  
対象者

- ・空き家の所有者
- ・空き家の賃借人
- ・所有者等の同意を得て改修を行う者

申請  
期間

令和8年4月1日～

令和8年12月15日

空き家を地域の活性化の用に供する施設へ改修する費用が対象です。

## ○対象となる施設

- ・地域コミュニティの活動拠点施設
- ・交流施設
- ・体験学習施設
- ・創作活動施設
- ・文化施設 等

例えば・・・  
自治会館

こども食堂

アトリエ

福祉施設



## 補助対象の要件 ※事前に相談ください。

- ・地域コミュニティの維持・再生の用に10年以上使用すること。
- ・営利活動、政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業は対象外
- ・改修後、10年間活動状況を市に報告する必要があります。

お問い合わせ

山陽小野田市市民部生活安全課空き家対策室



TEL : 0836-82-1133 FAX : 0836-83-2604  
E-mail : seikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp

# 申請の流れ

1 事前相談 制度の説明を受ける。補助要件等を確認する。

## 工事を始める前に補助金交付申請書類を提出

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②空家等の位置図
- ③補助対象工事に要する費用の見積書（内訳のわかるもの）
- ④現況写真（建物及び敷地の状況がわかるもの）
- ⑤空家等及びその所在地が記載された登記全部事項証明書
- ⑥事業計画書（様式第2号）
- ⑦建設業者の建設業許可証等の写し
- ⑧耐震診断報告書及び建築士免許証の写し（S56年5月31日以前に着工された建築物で耐震改修を行わない場合）
- ⑨戸籍謄本等（所有者等との関係の確認が必要な場合）
- ⑩法人又は団体の場合は法人・団体の概要書
- ⑪申請者以外に空家等の所有者がいる場合は、所有者等全員の同意書
- ⑫土地の所有者が申請者でない場合は、土地所有者等全員の同意書
- ⑬申請者が賃貸又は購入した場合は、賃貸借又は売買契約書の写し

## 2 補助金 交付申請

## 3 交付決定 通知

補助金交付決定通知書（様式第3号）を受け取る。

**工事内容等が変更になる場合は、手続きが必要です。  
すぐに生活安全課に連絡してください。**

## 4 実績報告

**工事が終わったら、完了実績報告書（様式第6号）を提出**  
完了実績報告書の様式は補助金交付決定通知書と一緒に送付します。

## 5 完了検査

必要に応じて現地確認を行います。

## 6 補助金の 額の確定

補助金交付額確定通知書（様式第7号）を受け取る。

## 7 補助金の 請求

**補助金請求書（様式第8号）を提出**  
補助金請求書の様式は補助金額確定通知書と一緒に送付します。

## 8 補助金の 交付

補助金請求書提出後、おおむね1か月後に指定した金融機関口座に補助金が振り込まれる。

## 9 活動状況 報告

**活動状況報告書（様式第9号）を提出**  
施設運営の開始日から10年間、毎年5月末までに提出する。